

1. 博物館学の視点からみる明治大正期の公共図書館の展示

下湯直樹(長崎国際大学 国際観光学科)

現在、博物館と図書館は 2007 (平成 19) 年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正や各自治体による文化振興条例の制定を契機として文化振興のもとに同じ担当課のなかで一体的に運営されるケースが多くなってきている。特にそれは新たな複合文化施設建設の動きとして顕著に表れ、行政組織のスリム化や市民のアクセスや利便性の向上の目的として全国的に活発化の一途を辿っている。また、ほぼ時を同じくして MLA 連携に対する意識が高まり、博物館と図書館双方の特性を最大限に発揮できるよう相互理解が進んでいる。

明治大正期においてもその意識の高まりがあり、1929 (昭和 4) 年に開催された博物館並類似施設主任者協議会の討論内で、棚橋源太郎が「英国では図書館令の中に博物館令が含まれているが我国では図書館令が独立して発布されている。亦図書館の中にもコレクションを持っている所もあるからそれらの所は博物館の一種と見なして差支へないと思う。それで上野公園の帝国図書館、岩崎男爵家の東洋文庫、静岡の葵文庫等数多の陳列品を有せられるものに対しては今回の協議会へも御案内したやうな次第である。」という発言をしている。さらにそれに応えるように、帝国図書館長であった松本喜一が「図書館の博物館化といふことである。欧米の図書館は、立派な陳列室などがあって、図書館の領域をこえているように思はれるものさへあるが、日本にもこの傾向が欲しいと私は思ふ。目下は廊下の一部分を陳列のために割いているが、将来は大きな陳列室を設ける位になりたいものである。さうしてまた一方では、博物館が本来の目的を達するために図書室を設けると云った具合に博物館と図書館は唇齒輔車の関係にある事業であるから、互に聯絡提携してやっけて行きたい。今後も今日のやうな会合には吾々の出席も認めて頂き又吾々のこうした会合にも御出席下されて共々に研究するやう願ひしたい。」と連携、交流を求めていた。

先の松本喜一のいうところの「図書館の博物館化」、特に展示活動については図書館法に図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し得るように留意しつつ実施に努めなければならない事項の一つとして、「読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示等を主催し、及びその奨励を行うこと」(図書館法第 3 条第 6 項)と規定されているように図書館サービスの一環として積極的に行われている。また、図書館法の制定以前においても 1911 (明治 44) 年 5 月 17 日の通俗教育調査委員会の設置に伴い、「通俗図書館巡回文庫及其他各種有益ナル展覽事業ノ普及改善及利用ヲ図ルコト、図書及列品ノ選択購入等二関シテハ成ルヘク便宜ヲ与フルコト」が掲げられ、全国の図書館で「各種有益ナル展覽事業」が開始された。特に、展示活動に積極的だったのが、東西を代表する公共図書館である京都府立図書館と東京市立日比谷図書館であった。

本発表ではこれまで博物館史のなかで触れられることのなかった明治大正期の公共図書館の展示活動、主に京都府立図書館と東京市立日比谷図書館における展示活動について博物館学の視点から考察していくものとする。そして、展示とは研究の成果の発表の場であり、「学芸員は展覧会で評価される」という博物館関係者の共通の通念から展示や展覧会を博物館の特権領域としてきた認識を見直し、連携を見据えて博物館と図書館が本来共通する部分の多い展示について理解を深め、さらなる相互理解の進展を望むものとする。